

監査結果公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

なお、平成14年10月17日までの審査においては、監査委員 伊藤 靖彦、金森 廣二、水野 幹郎、野崎 洋が執行していたものです。

平成14年11月8日

四日市市監査委員	伊藤 靖彦
同	金森 廣二
同	水野 幹郎

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成14年9月11日
- 2 請求人 四日市市在住 小井 道夫
- 3 請求の要旨（監査請求書原文のまま）

四日市市の市長・水道局長は、平成18年度から新たに「長良川河口堰系」の三重県水道用水（以下「県水」という）10,000m³/日の受水を計画し、そのための事業費として、水道事業会計から平成13年度に34,207,734円（移設補償費負担金31,683,030円、配水池用地の不動産鑑定費104,832円、配水池用地の測量費2,419,872円）を支出し、平成14年度予算には164,475,000円（配水池施設用地費27,175,000円、移設補償費負担金26,000,000円、配水施設整備工事費101,700,000円、配水施設用地費9,600,000円）を、さらに平成15年度以降1,412,000,000円（配水施設整備工事費、四日市菰野配水池築造費、水沢北谷配水池増築費等）の支出を予定している。その事業費の総額は、事業費に充当の起債に係る利息を含めると約20億円にもなる。

これは、平成11年3月に策定した四日市市上水道事業第1期水道施設整備計画（以下「第1期計画」という）に基づき進めているものである。

しかし、この「第1期計画」は、はじめに「県水」の受水ありきで、それに合わせるためにバブル時代にもなかったような過大な水需要予測の設定をもとに策定されており、近年の日本経済・社会の構造的な変化、環境保全や省資源化の進行等とあいまって、四日市市においても水需要が確実に減少しつつある実態と大きく乖離したものとなっている。

平成14年7月27日付けの中日新聞は、社説「水資源 渇きの時代に備えて」のなかで、「水不足に苦しんで節水都市づくりを進めてきた福岡市は、1999年の1人1日平均の水道使用量が302リットル、東京都区部の402リットル、名古屋市の382リットルよりずっと少ない。節水はやればできる。」と主張している。

現に、平成12年度の全国の主要な水道事業団体における水需要の実態を見ても、1人1日当り配水量が300リットル台のところが多数あり、それが流れとなっている。四日市市の平成13年度の1人1日当り配水量は、415リットルであるが、今後、環境保全や省資源の視点にたって真剣に「節水都市づくり」を進めるならば、四日市市においても1人1日当り配水量を400リットル未満にすることは、十分可能である。

こうしたなかで、四日市市が巨額の事業費を投入して、新たに「県水」を受水する必要があるのかどうか根本的に問われている。

平成18年度から「県水」47,600m³/日の全部を受水（平成13年度から長島町など北勢5町

が一部受水)することになっている四日市市など北勢10市町受水部会(会長 四日市市水道局長、事務局 四日市市水道局)が、「近年の水需要低迷」という現実の前に、その見直しを迫られたのも当然のことである。

そして、「受水部会」は、昨年2月8日の会合で、「全部受水時期を4年から7年先送りする方向で検討する」ことを申し合わせたが、それから、約1年半後の去る8月23日の受水部会で、全部受水の時期を5年延期して平成23年度からとすることを、受水部会の一員である亀山市がその賛否の態度を「保留」したにもかかわらず、あえて、他の9市町の賛同という異例な形で決定をした。

しかし、この決定は、「県水」の受水を絶対不動のものとして、水需要の見直しも行わず、ただ、全部受水の時期を先送りするだけで、その受水に必要なとする送水管布設や配水施設等の整備工事は、三重県企業庁や受水市町が今後も継続して行うことになっている。

かりそめにも、「水需要の低迷」を理由に「県水」の全部受水の時期を何年か先送りするにしても、その前提として今後の水需要の見込みを的確に設定することが決定的に重要である。

昨年6月1日開催の受水部会で、その時点での「水需給見通しについての修正案を持ち寄った」ことになっているが、その情報に関する住民の公開請求(平成13年9月)にも鈴鹿市を除く他の市町分は、四日市市などが同意しなかった(「未成熟な情報で、公表すれば住民が混乱する」との理由)ために、いまだ実現していない。

今回の決定においても、受水部会は、肝心の今後の水需要予測を公表していない。

受水部会のこのような不当な決定を主導する役割を果たしたのは、受水部会の会長・事務局市としての四日市市(水道)当局である。

四日市市当局は、その受水部会の決定に先立って7月18日に開かれた、四日市市議会産業公営企業委員会(「産公」)委員協議会で、「長良川河口堰系県水の受水時期について(案)」という文書を配付し、「水道事業の使命は、安全な水を、安定的に、安い価格で供給することである」との視点と、昨年7月6日の北勢10市町受水部会における合意事項の検討の上になった総合判断として、「県水」の「平成23年度の受水開始」を提案した。

ところが、この「提案」のなかでも、肝心な今後の水需要見込みに関することは、全く何も明らかにしていない。

それだけでなく、「県水」の受水開始時期の決定に当って検討すべき視点・項目として列挙している内容には、多くの矛盾や問題点を含んでおり、四日市市が「平成23年度に10,000 m³/日の「県水」の受水をどうしてもしなければならないとする理由には当たらない。

ただ、はじめに「県水」の受水ありきで、それを合理化するためにもっともらしく説明しているものと言っても過言ではない。

しかし、その受水のためには、関連施設の整備事業に先述のような約20億円もの公金を投じなければならない、そのうえ、受水後には高い受水費を支払わなければならない。

これが水道財政を大きく圧迫すること必定であり、ひいては住民に負担増が強いられることになるのである。

このような四日市市当局の提案に対して、市議会産公委員協議会では、特に異議は出なかったということである。

四日市市当局は、市議会産公委員協議会で「了解」を得たこと、北勢10市町の受水部会で決定したことをもって「県水」10,000m³/日の平成23年度受水に向けて、受水関連施設の整備事

業を継続推進する錦の御旗を得たと考えているのかも知れないが、市民にとっては必要でもない「県水」の受水に巨額の公金が浪費され、それが水道料金に負担転嫁されることは耐え難いことであり、看過できない。

四日市市当局が、いま直ちに成すべきことは、「県水」受水のための関連施設整備事業を中止し、今後の水需要の適確な設定を行った上で「県水」受水の適否を決めることである。

そのことなくして、何が何でも「県水」受水を前提として、その関連施設の整備事業を強行すること、そのために約20億円もの公金を投じることは、違法・不当支出であり、公金の浪費であると考えます。

よって、別紙の事実証明書・添付資料を含めて厳正な監査を行い、当該違法・不法支出、浪費行為を禁止する等の措置を講じられたい。

4 請求の受理

本件措置請求について、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成14年9月11日付けで受理した。

第2 監査の実施

本件措置請求について、法第242条第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施した。

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、平成14年10月15日に法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

2 監査対象部局の事情聴取

平成14年10月17日に請求人に係る陳述の事実関係について、水道局水道事業管理者、建設課長他2名から事情聴取を行なった。

3 監査の方法

平成14年10月15日に請求人の陳述、平成14年10月17日に水道局の事情聴取を監査委員 伊藤靖彦、金森廣二、水野幹郎、野崎洋が行い、その後、監査結果の取りまとめについては、監査委員3名が行った。

4 監査対象事項

四日市市当局が、いま直ちに成すべきことは、「県水」受水のための関連施設整備事業を中止し、今後の水需要の適確な設定を行った上で「県水」受水の適否を決めることである。

そのことなくして、何が何でも「県水」受水を前提として、その関連施設の整備事業を強行すること、そのために約20億円もの公金を投じることは、違法・不当支出であり、公金の浪費であると考えます。よって、厳正な監査を行い、当該違法・不法支出、浪費行為を禁止する等の措置を講じるべきかを監査対象事項とした。

5 事実関係

本件にかかる事実関係については次のとおりである。

(1) 四日市市の「長良川河口堰系」の三重県水道用水からの受水経緯について

平成8年に北勢17市町は、前整備計画で位置づけた三重用水を水源とする根幹的施設の整備が完了し、さらなる水需要に対応するため、新たな水源の確保が急務との考え方から、広域的な水道整備計画の策定を三重県に要望した。この整備計画は長良川河口堰を水源とし6市13町1村を対象として県営水道用水供給事業として実施するもので水質的に安全な水道水を確保

するとともに水道の広域化を促進することを計画したものである。

平成9年、北勢ブロック17市町のうち、既存水源或いは独自の水源開発計画を加えても水源不足を生じるおそれがある桑名市、四日市市、鈴鹿市をはじめとする10市町は広域的水道整備計画から受水ができるように申し込んだ。四日市市は1日当たり10,000 m³の受水を申し込んだ。その後、県において策定された「北部広域圏広域的水道整備計画」に同意するとともに、長良川河口堰を水源とする水道事業実施にあたって三重県知事と平成9年11月12日に協定を締結し、また、北中勢水道供給事業実施に伴う協定を平成11年3月10日に三重県企業庁と交わした。

平成11年3月23日に四日市市議会で議決された第一期水道施設整備計画は平成11年8月に厚生労働大臣（旧厚生大臣）の認可を受けた。この計画は、平成12年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とするもので計画給水人口310,000人、計画一日最大給水量192,000 m³と推計し、その事業の骨子は平尾取水場開発、長良川河口堰系県水受水（10,000 m³/日）及び関連施設の整備拡充、老朽施設の更新と耐震化への事業展開としている。この中で、長良川河口堰を水源とする北中勢水道用水供給事業北勢系第2次拡張事業は、平成18年度から北勢地区10市町に全部給水を開始する計画で事業が進められ、既に平成13年4月から木曾岬町など5町に一部給水をはじめている。

しかし、近年は景気の停滞などから水需要の伸びは、当初の見込みを下回っており、北勢広域水道事業促進協議会長良川河口堰系受水部会で、当面平成18年度の全部給水開始の見送りを要望することとなり、四日市市は受水開始時期を平成18年度から平成23年度へ変更することを骨子とした変更案「長良川河口堰系県水の受水について」を平成14年7月18日に四日市市議会産業公営企業委員会委員協議会に提出し、理解を得ている。

経過・概要

平成 8年 12月 20日	北勢17市町が県水供給事業の計画策定を三重県に要請
平成 9年 7月 15日	10市町が県水供給事業から計47,600m ³ /日の受水を申し込む
平成 9年 11月 12日	県水供給事業の実施にあたり10市町連名で知事と協定を締結
平成11年 3月 10日	三重県企業庁と各市町が個別に協定を締結（平成13年度に一部給水6,400m ³ /日を、平成18年度に全部給水開始）
平成11年 3月 23日	長良川河口堰系県水の受水計画を含む、四日市市上水道事業第一期水道施設整備計画を四日市市議会で議決
平成13年 2月 8日	10市町で構成する北勢広域水道事業促進協議会長良川河口堰系受水部会において全部給水開始時期の見直しを開始
平成13年 4月 1日	木曾岬町など5町の一部給水開始6,400m ³ /日
平成13年 7月 6日	北勢広域水道事業促進協議会長良川河口堰系受水部会において平成18年度の受水開始計画の見送りを決定
平成14年 7月 18日	四日市市議会産業公営企業委員会委員協議会において受水開始時期を平成18年度から平成23年度への変更案を提出し、理解を得ている。

(2) 第一期水道施設整備計画について

四日市市の「新総合計画」が平成22年を展望して策定されたことを受けて、目標年度が平成12年であった第4期拡張事業を平成11年度で終結させ、平成12年度を初年度とし、平

成 2 2 年度を目標年度とする第一期水道施設整備計画を策定し、平成 1 1 年 8 月に厚生労働大臣（旧厚生大臣）より認可された。この事業は、目標年度における計画給水人口 310,000 人、計画一日最大給水量 192,000m³ と推計したもので、事業の骨子は平尾取水場開発、長良川河口堰系県水受水及び関連施設の整備拡充、老朽施設の更新と耐震化への積極的な事業展開としている。

（計画概要）

(3) 長良川河口堰を水源とする水道事業の協定書

北部広域圏に係る広域的水道整備計画に基づき北勢 1 0 市町による長良川河口堰を水源とする水道事業（以下「本事業」という。）実施にあたり三重県知事と北勢 1 0 市町との協定書は、平成 9 年 1 1 月 1 2 日に締結され、主な内容は次のとおりである。

本事業を県営による水道用水供給事業として三重県が実施し北勢 1 0 市町に供給する。

計画目標年次（平成 2 2 年度）における計画一日最大給水量は、四日市市 10,000m³ / 日とする。

本事業の実施にあたり事業計画、施設計画、給水計画等については、三重県の協力及び調整のもとに事業実施者と受水市町村で別途協議するものとする。

三重県は、本事業に要する経費のうち地方公営企業繰出金として自治省財政局長通知（昭和 4 9 年 2 月 2 2 日自治企 1 第 2 7 号）に基づく経費を負担し、残余の経費については受水市町村が負担するものとする。

本事業の水道料金は責任水量制によるものとし、その方法等については事業実施者と受水市町村とは別途協議するものとする。

受水市町村は、本事業の建設に係る用地取得及び補償等の解決について事業実施者に全面的に協力するものとする。

この協定に定めない事項については、三重県、受水市町村別途協議する。

(4) 北中勢水道用水供給事業（北勢系、第 2 次拡張）実施に伴う協定書

北中勢水道用水供給事業（北勢系、第 2 次拡張）（以下「本事業」という。）実施に伴う協定及び協定に基づく覚書を三重県企業庁（以下「企業庁」という。）と四日市市が平成 1 1 年 3 月 1 0 日締結した主な内容は次のとおりである。

この協定は、企業庁の実施する本事業の円滑な進捗を図り、将来の安定的な事業運営に資するため、諸事情について定めるものとする。

企業庁は、本事業を実施し、水道用水を四日市市に供給するものとする。

本事業の事業計画は、次のとおりとする。

ア 計画目標年度	平成 2 2 年度
イ 水 源	長良川（長良川河口堰）
ウ 計画給水量	一日最大 4 7 , 6 0 0 m ³
エ 計画取水量	一日最大 5 1 , 2 0 0 m ³
オ 給水対象市町村	桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、長島町、木曾岬町、菰野町、楠町、朝日町、川越町
カ 給水開始年月日	一部給水 平成 1 3 年 4 月 1 日（予定） 全部給水 平成 1 8 年 4 月 1 日（予定）

本事業の建設期間は平成10年4月から平成20年3月で建設事業費は374億1,000万円とする。ただし、国庫補助金や起債の都合、物価変動、その他やむを得ない理由により建設期間、建設事業費及び資金計画に変動が生じたときは、企業庁は速やかに四日市市に報告するものとする。

企業庁が四日市市に給水する地点（水沢町字砂地内の高岡第2分水、菰野町大字千草地内の千草分水）、一日最大給水量（基本水量）10,000 m³、時間最大給水量（一日最大契約給水量÷86,400）に流量調整、給水地点標高（高岡第2分水158m、千草分水151m）、四日市市の目標給水開始年月日は平成18年4月とする。

ただし、一日最大給水量は、四日市市が三重県水道供給条例（昭和43年三重県条例第9号）（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき給水申し込みをする一日最大受水量とする。

非適債事業に充当する資金は、全額受水市町村が負担するものとし、その負担割合は、四日市市、企業庁協議のうえ別途「協定に基づく覚書」により定めるものとする。

給水料金は、条例第5条に定めるところによるものとする。

ただし、その料率は受水市町において組織する受水関係団体と十分協議するものとする。

本事業に係る使用水量は責任水量制とする。

また、年度別計画一日最大給水量、年度の計画給水量等は、四日市市、企業庁協議のうえ別途「確認書」により定めるものとする。

四日市市と企業庁は、本事業の給水開始に際して、給水地点における施設の適切な管理や給水業務の円滑な運営を図るため、別途「給水に関する覚書」を交換するものとする。

給水地点における水質は水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成4年厚生省令第69号）に定めるものとし、残留塩素は、各給水地点において遊離残留塩素で0.1PPM（結合残留塩素で0.4PPM）以上保持するものとする。

本事業の実施に伴い、四日市市と企業庁は互いに協力し、次の事項を遵守するものとする。

ア 四日市市は、企業庁の実施する水道施設の建設に係る用地取得、工事着手同意等における地元対策について、全面的に企業庁に協力するものとする。

イ 四日市市は、企業庁の給水する地点において十分な容量をもった配水池（受水槽）を設けることとし、適切な受水施設により受水するものとする。

ウ 四日市市は、受水施設の計画、設計、施工またはその変更にあたっては、その都度、企業庁と協議するものとする。

本事業の実施に必要な事項については、この協定に定めるもののほか、条例及び同施行規程（昭和43年三重県企業庁管理規程第12号）によるものとする。

やむを得ない事由により本協定書の内容を変更する必要があるときは、四日市市、企業庁協議のうえ行うものとする。

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ四日市市、企業庁協議して決定するものとする。

(5) 協定に基づく覚書

三重県四日市市と三重県企業庁とは、平成11年3月10日付けで締結した「北中勢水道用水供給事業（北勢系、第2次拡張）の実施に伴う協定書」第6条の負担金について覚書を三重

県企業庁と四日市市が平成11年3月10日に交換し、内容は次のとおりである。

負担金の負担割合は、四日市市 21.009%とする。

各年度における四日市市の負担額及び納入期日については、その都度企業庁において別途通知するものとする。

(6) 予算執行等について

平成13年度に支出した34,207,734円のうち移設補償負担金31,683,030円については、四日市市水道事業会計規程に基づき、平成13年12月3日支出負担行為決定書により、水道事業管理者の決裁を得た後、平成13年12月5日に三重県企業庁北勢水道拡張建設事務所長に支出している。配水池用地の不動産鑑定費104,832円及び配水池用地の測量費2,419,872円についても四日市市水道事業会計規程に基づき、平成14年3月20日の支出負担行為決定書により、担当課長の決裁を得た後、平成14年4月10日に三重郡菟野町長職務代理者助役に支出している。

平成14年度については、四日市市水道事業会計予算として平成14年3月四日市市議会において議決を得ており、その予算内容は第一期水道施設整備費として配水管布設工事委託料101,700,000円、移設補償費負担金26,000,000円、配水施設用地9,600,000円が計上されている。

なお、平成13年度四日市市水道事業会計予算繰越計算書において（地公企法第26条1項）繰越額として配水池築造事業27,175,000円が計上されている。

第3 監査の結果

本件措置請求はこれを棄却する。

理 由

- (1) 法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関あるいは職員の違法、不当な財務会計上の行為または怠る事実を是正予防するために、当該普通地方公共団体の住民による監査請求について規定したものである。具体的な財務会計上の行為としては、違法、不当な4種類の行為、すなわち 不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行、債務その他の義務の負担が規定されている。これらについてはある行為のなされることが予測され、その予測に相当の確実性がある場合には、行為以前であっても、将来行われることが予想される当該行為について監査請求をすることができるとされている。

ここで請求人の主張をみると、

「四日市市が、いま直ちに成すべきことは、「長良川河口堰系県水」受水のための関連施設事業を中止し、今後の水需要の的確な設定を行った上で「県水」受水の適否を決めることである。そのことなくして、何が何でも「県水」受水を前提として、その関連施設事業を強行することで、そのために約20億円もの公金を投じることは違法・不当な支出であり、公金の浪費である」と主張していることから、違法、不当な財務会計上の 公金の支出、および三重県企業庁との間に締結した協定とそれに基づく一連の確認書等についての 契約の締結若しくは履行の行為で、相当の確実性をもった行為の予防を求めて本件措置請求を提起したものと解される。

- (2) 請求人は要するに「市民にとっては必要でもない「県水」の受水に巨額の公金が浪費され、それが水道料金に負担転嫁されることは耐え難いことであり、看過できない」と主張している。こ

れを解するに、この「県水」の受水が、地方自治の本旨に従って、「住民の福祉の増進」に寄与するかどうか、当該支出が行われることによって、市長の裁量権を著しく逸脱することになるか否かが問題であって、以下、この点について監査委員としての意見を論ずる。

請求人が主張する市民生活や都市活動に必要な受水の適否については、これを一義的に判断するのは極めて困難であって、結局、その検討対象期間等時代的背景、産業経済等の社会情勢、地理的、気候的な地域諸事情等多様な条件を勘案して、具体的事案に則して決定していかざるを得ないものである。

一次的には普通地方公共団体の市長が、「県水」受水の果たすべき目的の内容、その重要性など諸般の事情を考慮して決定すべきものであって、基本的に高度な政策的判断を伴うものである。さらに二次的に、議会が予算審議等を通じて、その必要性の有無について判断することになる。

第一期水道施設整備計画は、平成11年8月厚生労働大臣（旧厚生大臣）の認可を受け、平成12年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とするもので計画給水人口310,000人、計画一日最大給水量192,000m³と推計し、その事業の骨子は平尾取水場開発、長良川河口堰系県水受水及び関連施設の整備拡充、老朽施設の更新と耐震化への事業展開を図る計画であり、平成11年3月23日に四日市市議会で承認議決がなされたものである。

しかしながら、普通地方公共団体が行う施策といえども無制限に何らの制約もないとは言えないから、例えば、市長による判断が著しく不合理で、裁量権の逸脱や濫用、誤用などが認められる場合には違法性を帯び、不当のそしりを免れない場合が生ずると解する。

(3) そこで、本件事案について述べると、本市における将来の水利用計画を展望するとき、例えば平成7年度の地下水調査によっても地下水涵養源の衰退や気象変動など、水資源を取り巻く環境は悪化しており、今後、さらに発生頻度が高まると想定される渇水への対策として、利水安全度を高めることが重要であり、安定的な新規水源の開発は、必要なものであると考えられる。

地下水は涵養量を上回って過剰に取水すると地下水位の低下を招き、これにより地下水障害を引き起こすことが多い。これらの障害は、一旦生じると回復が困難であったり、回復に極めて長期間を要する。

また、本市において、当面、水道用水の供給源となる水源開発計画は、長良川河口堰系において他には将来計画もなく、「県水」はいわば最後の安定的な水源である。新規の水源開発には、相当の長期間を要することを考えれば、21世紀にも本市が活力に満ちた都市として発展を続けるためには、「県水」は是非とも確保しておく必要があると考えられる。

また加えるに本市の給水体系から見ると、近い将来予測されるような例えば東海地震や東南海地震対策として、かつ、市の高台地域への自然流下方式による給水充足が重要である。本市の給水体系は、比較的標高の高い場所に設置した各配水池からの自然流下方式により、給水区域を設定しているが、本市の西北部及び西南部の高台地域については、一水源系統でしか給水できない不安定な状態にあり、水需給のバランス上不均衡な状況になっている。さらに、渇水時をはじめ、水質汚染、施設事故等においては、その対応は困難なものになると思われる。

「県水」は、菰野町地内に新設する（仮称）四日市菰野配水池及び水沢北谷配水池を増設し、標高の高い場所で受水できるため、西北部及び西南部の高台地域に対して、複数水源から配水管網をループ化することにより、安定給水が可能となるほか、何れの給水区域の水源にも活用できる極めて利用価値の高いものである。仮に、「県水」を受水しないとすれば、前述の高台地域における水源の多重化を図るために、既存水源の運用による代替策が必要となるが、経費面でも得

策とはいえず、水量的にも余裕はない。地域の特性を踏まえつつ、湧水や災害に強い水道整備に計画的に取り組む必要がある。水道整備は、市民生活や都市活動の基盤として不可欠であり、給水の安定性のために、現在の需要を充足すれば足りるものでなく長期展望に立った水源確保も必要であると思われる。これは、水資源の有限性からも言え、受水の権利として確保しておくことは、将来の安定給水につながり、この安定給水の効果が大きくかつ相当長期にわたるものであるため、市長の政策の意思決定の判断には、相当な合理性があり、著しく裁量権を逸脱したものは到底言えない。

以上の点から総合的に判断すると近年の水需要の減少とか、節水意識の高揚による1人1日当たりの配水量の減少などの理由のみで違法、不当な支出であり、公金の浪費であるという主張は単眼的な見方と言わざるを得ない。水は生命の根源であり、生活の基盤をなす基本的な資源であり、安全かつ安定的に水を供給するシステムが構築されることにより、より住民の福祉の増進に寄与するものであると考えるから、安全かつ安定的な水道水の供給のための本件施策が著しく不合理ということは言えず、請求人の主張は採用できない。

近年は景気の停滞などから水需要の伸びは、当初の見込みを下回っており、北勢広域水道事業促進協議会長良川河口堰系受水部会で、当面平成18年度の全部給水開始の見送りを要望することとなり、四日市市は受水開始時期を平成18年度から平成23年度へ変更することを骨子とした変更案「長良川河口堰系県水の受水について」を平成14年7月18日に四日市市議会産業公営企業委員会委員協議会に提出し、理解を得ていることに鑑みれば、裁量権を付与された市長が慎重かつ積極的に今後も対応すべきものであり、議会において討議すべき問題であると捉え、このような長期にわたり影響の及ぶ政策について、監査において現時点で判断することは妥当でないといえるものである。

(4) このように、現時点で監査委員が審査できる事実から総合的に判断すると、「県水」10,000m³/日を受水することは、結果的に住民の福祉の増進に寄与するものであり、「県水」受水のための関連施設整備事業を執行することはその必要性を充足するものであって、この判断は市長に与えられた政策判断の裁量権のうちであり、かつその逸脱や濫用等には当らず、著しく不合理で違法、不当なものとは言えないと解する。

(5) 平成13年度に支出した34,207,734円のうち移設補償費負担金31,683,030円については、四日市市水道事業会計規程に基づき、適法に支出しており、また、配水池用地の不動産鑑定費104,832円及び配水池用地の測量費2,419,872円についても四日市市水道事業会計規程に基づき、適法に支出し、決算認定を経ている。

また、平成14年度四日市市水道事業会計予算は平成14年3月、四日市市議会において議決を経ている。以上のことから、平成13年度の支出及び平成14年度の予算については、違法性があるとは認められない。

平成15年度以降の支出計画については、受水時期が平成18年度から平成23年度に延長され、施工予定工事箇所なども特定されておらず、今後の議会の議決により決定されるものである。

以上のことから、当該支出負担行為が計画どおり行われるか否か、相当な確実さをもって予測されることがない現段階では、請求人が主張する財務会計上の違法・不当な支出であり、かつ公金の浪費行為であるか否かは監査対象とはならない。

以上のことから、請求人が平成14年9月11日付けで提起した法第242条第1項の規定に基づく当該措置請求は理由がないものと判断した。

判断は以上のとおりであるが、この際、特に意見を付することとするので、次に述べることに今後留意しながら施策を進め、日常生活に欠かすことのできないライフラインとして安定給水のため責任と役割を十分果たし、市民の信頼を得るため最大限の努力と円滑な事業運営に一層の努力を要望するものである。

付 言

- (1) 平成9年12月5日内閣総理大臣から公共事業の再評価システムの導入と事業採択段階における費用対効果分析の活用についての指示があった。これを受けて関係6省庁は平成10年3月の閣僚懇談会の際に、この再評価システムの導入決定を報告している。この再評価システムは、事業採択後一定期間（5年間）経過後で未着工の事業 事業採択後一定期間（事業特性に応じて5年から10年）経過した事業で継続中の事業 社会経済情勢の急激な変化等で見直しの必要が生じた事業を対象に、改めて事業の必要性について評価を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うほか、継続が適当と認められない場合は、休止、又は中止とするものである。

公共事業の再評価システムは、行政評価の一形態と考えられ、これを当該長良川河口堰系三重県水道事業受水計画（以下「当該計画」という。）にあてはめれば、平成18年度まで予算の執行を原則停止。受水開始時期を平成23年度とする。社会経済情勢（水の需給情勢）の変化、何れも今後事業の進捗にしたがって再評価すべきものにあてはまって行く可能性があり、国・県・市を挙げて当該計画の再評価を毎年行い、その結果に基づき必要な見直しを行い、事業の効率的な執行及び透明性を確保し、市民や議会の理解と信頼を得られるよう一層の努力を要望する。

- (2) 将来の水資源の有限性の認識の高まりとともに、この有限な資源としての水をより合理的に使用しようとする姿勢が不可欠となってくるものと考えられる。このような意味から、計画的に水源確保を図ってきている本市においても、市民生活や経済活動に多大の影響を及ぼした平成6年の渇水体験は、節水や水源を考える上で、如何に水が重要であるかの貴重な経験をした。

水道水の安定供給を考える前提として、水資源は限りあるものであり、節水は、将来の水道事業経営に有効であることや水源の節約につながることなどのメリットからも節水先進都市の事例を踏まえ、本市に適合した節水型まちづくりのため全庁的に取り組むとともに市民啓発に努めること。

すなわち、ガーディニングでの植物への散水や清掃用水などの雨水を活用した雑用水の利用及び集中豪雨時の浸水対策にも役立つことから、ドラム缶等を利用した貯留槽の設置、水洗化に伴う不用となった浄化槽の活用、公の施設など規模の大きい施設においては、水洗便所用水を雨水で利用する施設の整備など雨水利用の促進及び地下水の涵養策として、植樹や浸透樹の設置、開発に伴う調整池の底地の浸透施工などの有効策の実施について全庁的に取り組むとともに市民啓発に努力すること。